

平成26年4月13日

チーム代表者様

石川県ミニバスケットボール連盟

会長 宇野邦夫

(公印省略)

平成26年度加盟・登録手続きについて

標記の件について、今年度の加盟登録事務手続きを下記のように実施いたします。

記

1. 加盟登録規定

(ア) ① チーム加盟料

日本バスケットボール協会	1,000円
日本ミニバスケットボール連盟	2,000円
石川県バスケットボール協会	1,000円
<u>石川県ミニバスケットボール連盟</u>	<u>10,000円</u> (夏季大会参加費含む)
合 計	14,000円

② 個人登録料

600円×4年生以上の人数

(600円＝日本協会：400円＋県協会：200円)

*1～3年生の児童は、個人登録料はかかりません。

・前年度同様、①と②は(イ)のTeam JBAでの電子登録後、最寄りのコンビニ(ローソンまたはファミリーマート)または、ゆうちょ銀行で支払ってください。電子登録後、Team JBAのシステムにて自動計算で支払い金額が表示されます。

・現金書留及び郵送では支払いできません。

・男女は、別チーム扱いとなります。登録手続きも男女別でお願いします。

・コンビニまたはゆうちょ銀行で発行される受領証をもって、領収書とさせていただきます。

(イ) 加盟登録手続きの方法について

・「平成26年度石川県ミニバスケットボール連盟加盟登録用紙」に必要事項を記入の上、登録事務局までご提出ください。複写して、写し1部をチームで保管しておいてください。様式はホームページよりダウンロードできます。

<http://ishikawaminiren.jp/>

・22年度より日本バスケットボール協会の登録作業は、電子登録になりました。

別紙 Team JBA(登録ガイド)に従って、チーム・選手のインターネットを使ったパソコン

による電子登録をしてください。

- ・上記の2種類の登録作業する際はチーム名・連絡先等は、統一しておいてください
- ・チーム名の欄にはチームの正式名称(略称ではなく)を記入及び入力ください。
記入及び入力された名称で加盟登録します。大会等申込書には、年間を通して同一の名称をご記入ください。
- ・チーム責任者(連絡先)に年間を通して、ご案内いたします。大会・行事ごとに、連絡先の変更が無いようお願いいたします。
- ・登録された児童が公式大会(全国大会・北信越大会、それらの大会の出場につながる夏・秋の県大会、冬の選抜大会)に出場できます。公式大会申込書には選手の個人登録番号を記載していただきます。
- ・記載された事項については、チームへの連絡等、石川県ミニバスケットボール連盟の運営上必要な場合以外には使用いたしません。
- ・石川県ミニバス連盟加盟用紙の提出と電子登録及び支払い(チーム及び個人登録費)が完了して登録手続き終了となります。一つでも未完了の場合は、チーム及び選手登録の確認ができないので、公式試合には出場できません。毎年、加盟手続きにおいて不備があり、今までは事務局にて手直しをしていましたが、22年度より電子登録に移行したため、事務局ではシステム上、代行による手直しができません。各チーム責任者において不備の無きよう、きちんと対応してください。各チーム責任者の登録手続きが正しく行われることが前提ですので、よろしくお願いいたします。

(ウ) 加盟登録作業の期限について

各チーム責任者は、平成26年4月30日(水)までに登録・届け出てください。
遅れた場合は、夏季の大会等に出場できなくなる可能性もあります。
必ず期限をお守りください。

(エ) 加盟登録用紙(石川県ミニ連専用、A4用紙)提出先

【提出先が地区により異なりますので、ご注意ください。】

○ 提出先

【能登地区】

〒927-0433 鳳珠郡能登町宇出津へ字27番1

石川県ミニバスケットボール連盟登録事務局 折坂昭夫

TEL 0768-62-1175

携帯 090-1639-9958

e-mail : entry-noto@ishikawaminiren.jp

【金沢市】

〒920-0867 金沢市長土堀2-7-21 山崎勝彦税理士事務所内
石川県ミニバスケットボール連盟登録事務局 山崎勝彦
TEL 076-233-3148 FAX 076-223-4394
携帯 090-3296-3160
e-mail : entry-kanazawa@ishikawaminiren.jp

【上記以外】

〒929-0222 白山市美川新町ル106
石川県ミニバスケットボール連盟登録事務局 山守輝明
TEL 076-278-2707
携帯 090-2374-8641
e-mail : entry@ishikawaminiren.jp

- (オ) 追加登録[新規・移籍(転入)] 及び抹消[抹消・移籍(転出)] について
年度途中に競技者及び指導者の追加登録や抹消をする場合は、別紙「追加登録手続きについて」に従って手続きしてください。
競技者及び指導者の年度途中の登録チームの変更は、原則としてできません。転居によって前のチームでの活動ができなくなった場合の移籍については、登録事務局まで連絡をお願いします。
追加登録及び抹消については、**22年度よりその都度の手続き**となりました。遅れることなく速やかに行ってください。追加登録作業が完了するまで、その選手は公式試合には出場することができませんので、ご注意ください。
追加登録は、平成26年12月31日までとします。

2. その他

- (ア) 加盟登録料は必ず電子登録後、一ヶ月以内に支払ってください。
(イ) 競技者、指導者は二重登録のないようにご注意ください。
(ウ) 記入もれがあると加盟登録できませんので、確認の上、提出してください。連絡責任者の住所、氏名欄は詳しく記入してください。
(エ) 本年度、協会及び連盟で運営する大会、講習会等の行事は加盟チームを基準に参加申し込みを受け付けます。一度登録した2つ以上のチームの競技者及び指導者が年度途中で合同で登録することは認めません。
(オ) 「5小学校区以上のチーム」は、原則として全国大会への出場は認められません。したがって上記該当チームは、全国大会・北信越大会の出場につながる秋の県大会へはオープン参加となります。